

地方議会の自由度と権限の拡充－回顧と現状

2022/09/27 齋藤誠

はじめに

全国市議会議長会九十年史（記述編）の執筆経験から 別添資料参照

- ・同会は昭和7年「全国市会議長会」として発足
- ・総論執筆分担についても別添資料参照

全国市議会議長会四十年史 昭和47年

- ・記述編「総説」の執筆は星野光男博士（当時、東京市政調査会研究部長）

全国市議会議長会五十年史 昭和57年

- ・記述編「序・総論」の執筆は星野博士（当時、東京市政調査会常務理事）

他の六団体史から

『全国市長会百年史』＋同史資料編 平成11年

- ・同会は、その前身としての関西各市聯合協議会が明治31年に発足。平成10年が百周年
- ・執筆は、成田頼明、天川晃、坂本充郎、吉田民雄の各氏
- ・『全国市長会史』（昭和14年）←自治制発布50周年記念事業
- ・『全国市長会史』（昭和43年）←同会70周年と明治100年を記念

『全国知事会七十年史』＋同史（資料） 平成30年

- ・同会は、昭和22年「全国地方自治協議会連合会」として発足。平成29年が70周年
- ・執筆者等の明示はない
- ・『全国知事会六十年史』＋同史（資料） 平成19年、
- ・10年ごとに公刊

それぞれに、組織の「正史」としての特徴、そしてまた編纂時期の時代思潮も反映

一 振り返る視点

- ・権能拡充の内容 1 議会の自由度・自律 2 首長との関係での権能 3 議員の地位・位置付け
- ・形式面 閣法か議員立法か

二 戦後改革～地方分権改革－「転轍」と継続性

戦後改革

- ・40年史、星野博士の整理から
- ・規定としても、首長中心・優位の存続

地方分権改革

- ・勸告は議会に関する措置も求めた
- ・「中期的な課題」は20年以上を経て、なお存続

三 議会の自由・自律の拡大

- ・組織編成権と議会活動 徐々にではあれ制度規制の緩和 しかし、自治法が具体的に規定+条例・会議規則はその補完、という基本構造は維持
- ・審議／議決事項の拡充
法定受託事務議決権（具体的ニーズが必要なのか、思考枠組みの転換のための改正という面も）
- ・調査権の拡充 目立たない改正も。出資法人につき監査対象拡大（取り組み例もある）
- ・議員定数弾力化

四 首長との関係での権限強化

- ・招集権、専決処分の見直し、決算不認定に対する対応措置
- ・権限バランスとサポート体制

五 議員活動権限—光と影

- ・政務活動費
- ・議員の法的位置付け明確化要求、その一環としての議員報酬規定の分離

六 個別条項改正と抜本改正の狭間に落ちた政令改正事項から

- ・契約等議決権限についての制度規制緩和
執行部への過度な介入か→適切な監視権構築+思考枠組み転換のために必要な改正ではないか

むすびにかえて

「…全国市議会議長会の記念刊行という場を承知で、あえて実態をえぐり、苦言を呈した。次の記念刊行では、歴史がまさにあらためられたと祝いあえる状況となっているようにと祈ってやまない」。

—上記五十年史への川嶋正英氏（当時、朝日新聞論説委員）の特別寄稿「地方議会の危機」の末尾

同稿の小見出しとして、例えば「監視機能は錆びつく」「条例制定権も空回り」「住民への距離開く」…。